埼玉県道路交通法施行細則及び応急救護処置指導員の資格認定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月3日

埼玉県公安委員会委員長 木 村 健 司

埼玉県公安委員会規則第3号

埼玉県道路交通法施行細則及び応急救護処置指導員の資格認定に関する規則の一部 を改正する規則

(埼玉県道路交通法施行細則の一部改正)

第1条 埼玉県道路交通法施行細則 (昭和41年埼玉県公安委員会規則第2号) の一部を次のように改正する。

第10条第13号中「大型自動車」の次に「、中型自動車、準中型自動車」を加え、同条第14 号中「第71条の6第1項」の次に「及び第2項」を、「付けた」の次に「準中型自動車及 び」を加える。

第13条中「別記第14」を「別記様式第14」に改める。

第18条第1項第1号を次のように改める。

(1) 法第89条第1項に規定する免許の申請をする者にあっては別記様式第14の2、別記様式第14の2の2又は別記様式第14条の2の3の申請書、法第89条第3項前段に規定する技能検査を受けようとする者にあっては別記様式第14の2の4の申請書、規則第18条の5に規定する限定解除の審査を受けようとする者にあっては別記様式第14の2の5の限定解除審査申請書、法第100条の2第5項に規定する再試験を受けようとする者にあっては別記様式第14の2の6の申込書

第18条第1項第7号を削る。

第18条の3の次に次の1条を加える。

(臨時認知機能検査等の通知)

第18条の3の2 法第101条の7第2項に規定する臨時認知機能検査の通知は別記様式第14の2の7の通知書によって、法第101条の7第5項に規定する臨時高齢者講習の通知は別記様式第14の2の8の通知書によってそれぞれ行うものとする。

第18条の4第1項中「別記様式第14の2」を「別記様式第14の2の9」に、「別記様式第

14の2の2」を「別記様式第14の2の10」に改める。

第24条の2中「第37条の7第2項第1号」を「第37条の7第1号」に改める。

第25条の見出しを「(臨時適性検査等の通知)」に改め、同条第1項中「該当する者」を「規定する臨時適性検査を実施する場合」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 法第102条第1項から第3項までに規定する医師の診断書の提出を命ずる場合は、別記様 式第17の3の命令書によって行うものとする。

別記様式第9及び別記様式第9の2中

セ	自		乗	月	Ħ	,	貨	牧	7	大	小	大	普	
使用の本拠における自動車台数運転者数	動車台	大型	中型	普通	軽	大型	中型	普通	軽	型特殊	型特殊	型二輪	通二輪	計
一拠にお	数													
ける		免許	大	型	中	型	普	通	大	特	大	普	小	
自動車台	運転	免許種別	一種	二種	一種	二種	一 種	二種	一種	二種	自二	自二	特	計
数運転	者	専従												
者数	数	予備												

 で使用C本拠にA2TAGENTE TAXTEST

 で使用C本拠にA2TAGENTE TAXTEST

 で使用C本拠にA2TAGENTE TAXTEST

 で使用C本拠にA2TAGENT TAXTEST

 で使用C本MではA2TAGENT TAXTEST

 で使用C本MではA2TAGENT TAXTEST

 で使用C本MではA2TAGENT TAXTEST

 で使用C本MではA2TAGENT TAXTEST

 で使用C本MではA2TAGENT TAXTEST

 ではA2TAGENT TAXTEST
 <

に改める。

を

別記様式第14の2の2を別記様式第14の2の10とし、別記様式第14の2を別記様式第14の2の9とし、別記様式第14の次に次の8様式を加える。

		*	手数料	(埼玉県収	又入証紙)	は下	の欄に貼っ	ってくれ	<u>ぎさい</u> 。
証紙	tind	E 紙		証	紙		証	紙	

受人	付印					ì	重	較	35	兔	章	午	申	言	吉月	=	事		(ıŀ	:)						写	真	站在	计欄
又1	1.1 H1	埼:	Εļ	県仏	公多	2		€	<u> </u>	殿		申	請	日							年		J	月		日			は不	要
登録	者号	初以) T	 のフ	 ラは	 記載	 載し	ないない	 '\ T	 : <	だ。	- - さぃ	·····								新	免	1 1	午 須	补	‡	無何	信、無背 6 か月 撮影し	景、上	三分身
免許(うとする の 種 類 ・ける。)	大中型型	準中	生 普	大	大自	普自		原	けん	大		普	大特二	けん引二		で中型型	中										受験	番	号
生年	月日	昭	<u> </u>	<i>ī</i> .						年					月					日		性	Ė	別			男	•	\$	ζ
	フリガナ	(姓)								(名))								電話									
氏	名																				番号	白								
本	籍																													
住	所	埼	Eÿ	具																										
今同韵	定する	*	免許	:証を	保護	する	ためし	こ必ら	要な	番号	です	-。必	が言	1人5	して	< <i>†</i> :	ごさい	. 🗆				教	習月	斤名			教	習所	コ・	ード
7 1 112	番号	1								2																				

記載時の 生文太線 月は、本語の中の 生文本線 月は、本語の中の 生書色 号でボスの明い で性にこれ 免許証番号は合格後に記載してください。 (を) 様定合格者 学科・技能試験免除 再試験取消学技免 中書試験取消学技免

 適性
 試験

 複規
 右
 聴力

 左
 運動能力

 両
 色彩識別

 力
 競

 左
 視野

 両
 根

判 定

学 合

技 合

生年月日の年号及び性別欄は、該当するものを○で囲んでください。文字は、楷書で明瞭に記載してください。 太線内を黒色ボールペンで記載してください。の注 意事項 免 備 考

1	30. 42/0.11.2.			※ 手	数料	· (埼玉	県山	又フ	八証紙) は下の	り欄に則	ってください。
	語	紙	記	紙		III II	Œ	ř	H	証	紙
j.	受付印	進 埼玉県公領	転免 記 安委員会			F (信	并		L•正) _{年 月}	日	写真貼付欄 学科免除者は 写真は不要 縦3 cm×横2.4cm
登	绿番号	初めての方は	は記載しないっ	でください。					新免許	条件	無帽、無背景、上三分身 6 か月以内に 撮影したもの
免言	ようとする 午 の 種 類 :付ける。)	大中準普大中型型通特	自自	ん 型 型 道	~ I A	け 仮 大 中 引 型 型	中				受験番号
生	年月日	昭・平・		年		月			日 性 別	J	男 • 女
氏	フリガナ	(姓)	,	(名)					電話番号 自宅	-	
]設定する 育証番号	※ 免許証を保護	きするために必要な	番号です。必ず②	デ記入し	てください	. 🗆		教習所名	Z II	教習所コード
三二一	記載時の注意事	運転免許訂	E の写し	(表)				運	転免許証の) 写し	(裏)
削欄は、該当するものを○で記載してください。ンで記載してください。	免許証番号	現に取得し	ている免許証	番号を記載	えして		١.		修了検定合於 學科·技能試験 再試験取消学 外 国 免 判 定	技免	学 合 技 合
囲 ん で		-									

視 野

	>	※ 手数料	(埼玉県収入証紙)	は下の欄に貼ってください。
証 紙	証 紙		証 紙	証 紙

Ž	受付印	j	軍	医多	包言	午月	自言	青書		(4	₹ 7	刻	, 正)			<u>*</u>	写真貼付	'欄
	·	埼玉県仏	会	委員	会	殿	申	請日					·	月			縦 3 cm×横2.	4cm
登	録番号	初めての力	がは記	載し	ない。	でくた	ごさい	,°					新兔	許 :	条件	# #	照帽、無背景、上三 6か月以内 撮影したもの	に
免 許	ようとする F の 種 類 付ける。)	大中準 普 型 型 通	l l	自自	小原付	けん引	中型二	普通二	けん引二	大中型型	準中						受験番号	ヨ <u>ウ</u>
生	年月日	昭・平・				年		·	月				日 性	別		男	· 女	•
	フリガナ	(姓)					(名)) 		·······			電 携 帯					
氏	名												番自					
本	籍					·												
住	所	埼玉県																
免評	午証番号	期限切れ	の免	許証番	号を	記載	して	くださ	Z [\ \	0			証明書	類	等	有	• 無	÷
	設定する	※ 免許証を	保護す	るために	必要な	番号で	す。必 3	が記入	して・	ください	. 🗆		எ	弋 縣	6 免	除理	由	
暗	証番号	①				2							1 - 1	ر	やむき	夫効・継	続(今回)
三二一 i	時		有	効期	限			年	F	1	∃		1 - 2	やも	少失交	め・継続	(前回か	<u>6</u>)
年月日、一年月日	注		٠٤٠	む発生	 			年		3 1]		1 - 3			うっかり) 失効	
の楷黒皇母で	事			27年2	E H			+				-	2 -	3	やむき	失効(6	か月経過)
及び性に			や	んだ	` 日			年	F] [∃							
別欄は、で記載して載]				学合	
	備考												判	定		ł	支 合	
<u>-</u>																		<u></u>
○ で 囲													通	性		試 験		
N												裸品	左	\dashv	聴 運動	力動能力		-
でく											視	眼	両			彩識別		
だ さ い											力	眼	右			視力		
v '											′′	砼	+	T	카터	田式		

※ 手数料(埼玉県収入証紙)を貼ってください。

証 紙 証 紙 証 紙

証 紙

	技能	全 查	申請:	書			
埼玉県公安	員会 殿		年	月	日	受 5	強 番 号
検査を受けようとす 自動車の種類に○を けてください。							
生 年 月 日	昭・平		年		月		日
フリガナ	(姓)	(名)		性	別	男	· 女
氏 名				電話番号	自宅	• 携帯	・勤務先
仮 免 番 号							

仮 免 許 証 有 効

年 月 日まで

- 記載時の注意事項 1 太線の枠内を記載してください。
 - 2 文字は、楷書で明瞭に記載してください。
 - 3 生年月日の年号及び性別欄は、該当するものを○で囲んでください。

受付印

技合印

		※ 手数料	ト (埼玉県収入証紙)	は免許証をコピーし	てからトの欄に貼ってください。	
証 紙	証	紙	証	紙	証 紙	

受 付 印				限	定	解	除	審	查	.	申	請言	<u></u>		
		埼玉	県公	安委員	会	殿						年	月		日
資料区分			5 8			查	未	済	ß	艮	定角	解 除	受!	験る	新 号
其相凸刀			J 0			0	1				0 2	,			
在新訂亚目													受!	験 [] 数
免許証番号	ī	現に耳	取得し	ている1	免許証	E番号を	記載	してく	ださい	ر ۱ _°					回目
		眼	A T	%		※ その)他に(○を付け	ナた方り	は、	免許の	条件を記述	載してく	ださ	い。
受けようとする 審 査 の 種 業		鏡 等	限	の											
(○を付ける。		7	定	他											
						1							1		
生年月日		昭・平	•		年		F	1		日	性	上 別	男	•	女
フリカ	ガナ	(姓)				(名)					電携帯		•		
氏 名											話 番 自 宅				

運 転 免 許 証 の 写 し (表)	運 転 免 許 証 の 写 し (裏)

新				適性	主 試 験	
条		ı.m	右		聴 力	
件		裸眼	左		運動能力	
	視	m2C	両		色彩識別	
備	力	眼	右		深視力	
考		鏡	左		視野	
		等	両			

記載時の注意事項

- 1 太線の中を記載してください。2 文字は、楷書で明瞭に記載してください。3 生年月日の年号及び性別欄は、該当するものを○で囲んでください。

		※ 手数料	斗(埼玉県収入証紙)	は免許証をコピーし	、てから下の欄に貼っ	ってください。
証紙紙	証	紙	証	紙	証	紙

受付	付 印			再	試	験	受	験	申	ì	<u></u> :	書			
		埼玉	県公安	子 委員会	: 殿							年	月		日
受 験	番号	4	3	8	8								受 験	番	号
免許記	証番号	現に耳	取得して	いる免討	午証番号	号を記載	こしてく	(ださい	, \ ₀						
免許の	eに係る の種類 ・ける。)	準 中 型	普 通	大自二	普自二	原 付	普 大 普 ~~~	型自通自	通動	二輪二輪	車車車	}	MT · MT · 無制限 · MT ·	A 小	T) T) 型 T
生年	三月日	昭・平	•		年	F	月		日	性	上 別	J	男	•	女
	フリガナ	(姓)			(名	<u>'</u> 1)			官						
氏	名								1 1 1	s 白					

運 転 免 許 証 の 写 し (表)	運 転 免 許 証 の 写 し (裏)

		Ī	試易) 結	果
備	学			技	
考	科			能	

記載時の注意事項

- 1 太線の中を記載してください。2 文字は、楷書で明瞭に記載してください。3 生年月日の年号及び性別欄は、該当するものを○で囲んでください。

			鱼知	書			印
よる臨り			鱼知	書	公安委		
よる臨り			鱼知	書		:員会	印
よる臨り			鱼知	書		:員会	印
よる臨り			鱼知	書		:員会	印
よる臨り			鱼知	書		· A Z	<u> - 1</u>
よる臨り							
よる臨り							
	诗認	知機	能検	査を ⁻	下記の〕		
11. B						とおりま	尾施 しまっ
ir Þ							
,,_,	いむを	· 得な	い理	由な	く臨時記	認知機能	と検査を 受
いる		≻ l	- L+	りま	ナ		
とされる	5		_ C 13	、ソム	90		

		整理番号			
住所	ŕ		年	月	日
		殿			
		-	埼玉県公安	委員会	印
		臨時高齢者講習通知	書		
道	道路交通法第101条	つ7第4項の規定による臨時高齢者講習	を下記のと‡	おり 実施	しますの
で通	知します。				
な	お、この通知を受	けてから1か月以内に、やむを得ない理	由なく臨時間	高齢者講	習を受け
ない	り場合は、運転免許	が取り消される ことと; の効力が停止される ことと;	なります。		
	語時高齢者講習	臨時認知機能検査において認知機能が低 あると認められるため	下しているネ	おそれが	
臨の	話時高齢者講習) 場 所				

Γ				. г				
別記様式第14の6中	大型	中型	普通	を	大型	中型	準中型	普通
				l I		1	ı	

に改める。

別記様式第16の2中「第37条の7第2項第1号」を「第37条の7第1号」に改める。 別記様式第17及び別記様式第17の2を次のように改める。

整理番号

年 月 日

住所

殿

埼玉県公安委員会 即

りんじてきせいけんさじっしつうちしょ臨時適性検査実施通知書

あなたは、認知機能検査の結果、「記憶力・判断力が低くなっている」との判定を受けたことから、道路交通法第102条第 項による臨時適性検査(認知症の専門医による診断)を受けていただくことになりましたので、通知します。

この通知を受け、やむを得ない理由なく臨時適性検査を受けない場合は、

うんてんめんきょ ほ りゅう しょぶん う 運転免許の 保 留 の処分を受けることとなりますので、御注意ください。

できせいけん き おこな りゅう 適性検査を 行 う 理由 と にんち きのうけんさ なった 認知 機能 検査 の	
おりた配用機能機量の持っか	
てきせいけんさの期日	
できせいけんさい場で、適性検査の場所	
が 備 考	

- (注) 1 道路交通法第102条第4項の規定による適性検査に係る通知を受けた方が、認知症の検査及び診断結果が記載された専門医又は主治医(かかりつけ医)の診断書を提出した場合には、臨時適性検査(認知症の専門医による診断)を受ける必要はありません。
 - 2 診断書を提出する場合は、 年 月 日までに、埼玉県警察本部交通部運転 めんきょほん ぶうんてんめんきょしけん かてきせいけん さ かかり ていしゅっ 免許本部運転免許試験課適性検査係に提出してください。

別記様式第17の2(第	25 条関係)									
			整理	番号						
住所							年		月	日
	戶									
		ţ	奇 玉	県	公	安	委	員	会	印
	臨時適性検	查実施	拉通	知言	書					
道路交通法第102条第 ます。	項の規定により、あなど	たの臨時	F適性 <u>相</u>	食査を	を次り	こより	り実力	施し	ますの	つで通知し
	ナ、やむを得ない理由なく〕 ご。)の取消し(拒否)又に									
適性検査を行う理由										
適性検査を行う日時										
適性検査を行う場所										

- (注) 1 運転免許(仮運転免許を含む。)を受けている方が、やむを得ない理由により適性検査を受けなかったと認められる場合には、取消し又は効力の停止の処分を受けることはありません。
 - 2 運転免許(仮運転免許を除く。)試験に合格した方が、やむを得ない理由により適性検査を受けなかったと認められる場合には、更に臨時適性検査の通知(運転免許の保留)をします。
 - 3 仮運転免許を受けている方が、

その他必要な事項

備

- (1) やむを得ない理由により適性検査を受けなかったと認められる場合には、取消しの処分を受けることはありません。
- (2) 道路交通法施行令第37条の7第1号に掲げる場合(自らの身体的適性について適性検査を受けたい旨の申出があり、その申出に理由があるとして臨時適性検査を行う場合)には、取消しの処分を受けることはありません。

別記様式第17の2の次に次の1様式を加える。

整理番号

年 月 日

住所

殿

埼玉県公安委員会 即

là tà lạ th lạo bh thh lạ 診 断 書 提 出 命 令 書

なお、やむを得ない理由なく診断書を提出しない場合は、

が拒否される

うんてんめんきょ ほりゅう 運転免許 が保留される

こととなりますので、御注意ください。

が取り消される

の効力が停止される

また、提出された診断書が上記の要件(認知症の専門医又は主治医(かかりつけ医)が作成した診断書であって、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当時であった。 はまれているもの)を満たさない場合、上記ではからないというが、はまれているもの)を満たさない場合、上記ではかられるかどうかに関する当ないという。 めい ときがいない から かん きょい りんじてきせいけん きまた しんだんしょていしゅっかいれい おこな 重転免許の行政処分を行うか、改めて臨時適性検査又は診断書提出命令を行うこととなりますので、御注意ください。

診断書の提出を命ずる理由 となった認知機能検査の結果	
診が断着の提出期限	
診が、書の提出、先	
備考	

別記様式第18の3を次のように改める。

整	甲番	岩
歪,	生田	・カ

診	断	書	提	出	命	令	書
TI/	> 12/1	Ħ](上	ш	HI1	11	首

年 月 日

住 所

殿

埼玉県公安委員会 印

第90条第8項 道路交通法

第103条第6項

の規定により、下記のとおり道路交通法施行規則

第18条の4第2項

第29条の5第2項

規定する要件を満たす医師の診断書の提出を命じます。

なお、この命令に違反して適性検査を受けない場合は、運転免許の

拒 否 又 は 保 留 取消し又は効力の停止

の処分を受けることとなります。

診	断書の提出を	を	
命	ずる理!	由	
診	断書の提出期	限	
診	断書の提出:	先	
備	÷	考	

- (注) 1 診断書を提出しない場合の運転免許の「拒否又は保留」又は「取消し又は効力の停止」 については、やむを得ない理由のため診断書を提出しなかったと認められる場合には、 それぞれ「保留」又は「効力の停止」の処分を受け、その他の場合にはそれぞれ「拒否」 又は「取消し」の処分を受けることとなることを意味します。
 - 2 道路交通法施行規則第18条の4第2項及び第29条の5第2項に規定する要件とは、主 治の医師(道路交通法90条第1項第1号の2及び同法第103条第1項第1号の2に該当 して免許を保留又は効力の停止を受けた者(以下「保留又は効力の停止を受けた者」と いう。)にあっては、認知症の専門医又は主治医(かかりつけ医))が作成した診断書 であって、処分の事由に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見(保 留又は効力の停止を受けた者にあっては、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しな いと認められるかどうかに関する当該医師の意見)が記載されているものであること。

別記様式第18の5中「講習予備検査(認知機能検査)受検申請書」を「認知機能検査受検申請書」に、「はり付け欄」を「貼付け欄」に改める。

別記様式第 24 中 □普通免許 □大型二輪免許 □普通二輪免許 □原付免許	を
□準中型免許 □ 普通免許 □大型二輪免許 □ 下型二輪免許 □ 原付免許 □ □ 日本 □	
「	
別記様式第25の2の2中 別記様式第25の2の2中 免○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	
「 免○ 許を の付 種け 中 自自	
質問票を読んで回答してください。 回答しない場合は更新手続ができません。	
質問票を読んで回答してください。 回答しない場合は更新手続ができません。 に改める。 に改める。	

別記様式第25の8中「運転免許に係る講習に関する規則」を「運転免許に係る講習等に関する規則」に、「はり付け欄」を「貼付け欄」に改める。

(応急救護処置指導員の資格認定に関する規則の一部改正)

第2条 応急救護処置指導員の資格認定に関する規則(平成6年埼玉県公安委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

本則中「第33条第4項第2号二」を「第33条第5項第2号二」に、「及び第6項第3号」

を「、第6項第3号及び第7項第3号」に、「規定により公安委員会が」を「規定により埼 玉県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が」に改める。

附則

この規則は、平成29年3月12日から施行する。